株主各位

第 18 回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

「3.新株予約権等の状況」
「5.会計監査人の状況」
「6.業務の適正を確保するための体制」
「連結注記表」
「個別注記表」

2015 年5月 29 日

株式会社ソフトフロント

（証券コード　2321）

上記の事項は、法令及び当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www.softfront.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

３．新株予約権等の状況

（１）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他の新株予約権等に関する重要な事項

平成26年３月３日開催の取締役会決議による新株予約権（第８回新株予約権）

・新株予約権の数
1,002個
・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式20,040株（新株予約権１個当たり20株）
・新株予約権の払込金額
新株予約権１個当たり5,168円
・新株予約権の割当日
平成26年３月24日
・新株予約権の払込期日
平成26年３月24日
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１株につき17,480円
・新株予約権の行使期間
平成26年３月25日から平成28年３月24日まで
・新株予約権の行使の条件
新株予約権の一部行使はできない。
・新株予約権の取得の事由及び取得の条件
新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150％を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の２週間前までに新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において新株予約権１個につき5,168円で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
・割当先
Ｏａｋキャピタル株式会社　1,002個
・株式分割に伴う調整
当社は、平成26年１月30日開催の取締役会決議に基づき、平成26年４月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。本株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式数と１株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

調整前		調整後	
株式数	行使価額	株式数	行使価額
20,040株	17,480円	2,000,994株	175円

５．会計監査人の状況

当社の会計監査人は、平成26年６月24日開催の第17回定時株主総会において三優監査法人が選任され、当事業年度（第18期）の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第17回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した有限責任監査法人トーマツは、前事業年度（第17期）に係る会計監査のみ実施いたしました。

（１）名称

三優監査法人

（２）報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、会計監査人交代に係る予備調査業務について対価を支払っております。

（４）子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

（５）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）上記には当事業年度中における方針を記載しております。

（６）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、企業行動の適正化に関する事項を統括する組織として「コンプライアンス管理委員会」を設置し、当社全役職員が、法令遵守はもとより社会構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動するための体制を構築します。

・コンプライアンスに係る事態が発見されたときに、その内容が適切に報告されるよう内部通報制度を構築し、その浸透を図ります。

・当社全役職員に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスが自らの問題であることの意識を高め、適正な業務遂行が行えるようにします。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を法令及び社内規程に基づき、適正に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行います。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、経営会議において、事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し各部門の対策実施方針を決定します。

・当社は、代表取締役社長に直轄する法務・監理室において定期的に業務監査を行い、業務執行行為に法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険がないか検証し、かかる結果が代表取締役社長に報告される体制を構築します。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、経営理念を機軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される年度経営計画により各業務執行を行います。

・取締役会は原則月１回開催し、付議基準を遵守し、当社経営の重要事項について審議するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行います。

・当社は、経営会議を原則隔週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

・日常の職務遂行に際しては、組織・業務分掌・権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、業務を遂行します。

（５）会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役の職務を補助すべき監査役スタッフを監査役から求められた場合には、取締役と監査役が意見交換を行い、合理的な範囲で設置することとします。

（７）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

（８）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社役職員は、監査役から求められたときには速やかに業務執行状況を報告することとします。

・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告することとします。

・常勤監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、主要な稟議書、議事録等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等に説明を求めることができるものとします。

（９）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行うこととします。

・監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、意見交換を行い連携を図っていくこととします。

（注）上記には当事業年度中の体制を記載しております。

連結注記表

１．継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

２．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　１社

連結子会社の名称

SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.

当連結会計年度よりSOFTFRONT VIETNAM CO., LTD. は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

（２）持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数　１社

関連会社の名称

デジタルポスト株式会社

３．会計処理基準に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　７年～18年

工具、器具及び備品　２年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウエアについては、見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

ソフトウエア等の保証対応により発生する費用の支出に備えるため、実績率により将来の見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能なものについて、見積った損失見込額を計上しております。

（4）重要な収益及び費用の計上基準

受託開発に係る売上高については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を採用しております。

（5）その他連結財務諸表の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4．会計方針の変更

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法へと変更しております。

この変更は、当社グループの海外での事業展開を契機に、当社グループ内の会計処理の統一を図る観点から、有形固定資産の使用実態を検討した結果、当社で利用する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に利用しており、費用を均等に計上することが当社の経済的実態をより適切に反映できると判断したため、定額法を採用することにしたものであります。

なお、これによる当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

5．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　30,999千円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　14,586,697株

（２）当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　1,997株

７．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ソフトウエアの製造・販売を行うための投資計画に照らして、必要な資金を主に自己資金で調達しており、一時的な余資は安全性を重視し流動性の高い預金等で運用し、デリバティブについては、利用しておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である営業未払金の多くは３ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金については、海外事業領域における開発拠点の確立を目的としたものであります。

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理については、営業債権の信用リスクは社内与信管理規程に従っております。

なお、当社グループは、適時に各部署からの報告に基づき管理部が資金繰りを計画し、作成・更新するとともに流動性リスクを管理しております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①現金及び預金	480,749	480,749	－
②売掛金	157,993	157,993	－
資産計	638,742	638,742	－
①営業未払金	11,730	11,730	－
②未払法人税等	9,297	9,297	－
③長期借入金	24,000	23,192	△807
負債計	45,028	44,220	△807

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

①営業未払金、②未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

長期借入金の時価算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当連結会計年度 （平成27年３月31日）
非上場株式	9,800
転換社債型新株予約権付社債	4,800

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	480,749	－	－	－
売掛金	157,993	－	－	－
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	4,800	－	－	－
合計	643,542	－	－	－

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	6,000	6,000	5,500	6,500	－	－
合計	6,000	6,000	5,500	6,500	－	－

８．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　53円23銭

（２）１株当たり当期純損失　　28円87銭

（注）当社は、平成26年４月１日付で普通株式１株につき、普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

（１）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　総平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの　総平均法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８年～18年

工具、器具及び備品　２年～15年

②　無形固定資産　定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウエアについては、見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

（３）引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　投資損失引当金

市場価格のない有価証券に対する投資損失に備えるため、健全性の観点から、投資先の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

③　製品保証引当金

ソフトウエア等の保証対応により発生する費用の支出に備えるため、実績率により将来の見込額を計上しております。

④　受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能なものについて、見積った損失見込額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準

受託開発に係る売上高については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を採用しております。

（５）その他計算書類の作成のための基礎となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法へと変更しております。

この変更は、当社グループの海外での事業展開を契機に、当社グループ内の会計処理の統一を図る観点から、有形固定資産の使用実態を検討した結果、当社で利用する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に利用しており、費用を均等に計上することが当社の経済的実態をより適切に反映できると判断したため、定額法を採用することにしたものであります。

なお、これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記しておりました「差入保証金」（前事業年度43,955千円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

４．貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　29,066千円

（２）関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	17,571千円
短期金銭債務	7,241千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	18,718千円
営業費用	85,809千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　97株

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資損失引当金	11,319千円
ソフトウエア	26,344
貸倒損失	77,888
繰越欠損金	412,276
その他	17,119
繰延税金資産小計	544,947
評価性引当額	△544,947
繰延税金資産合計	―
繰延税金資産（負債）の純額	―

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連当事者等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）１．２	科目	期末残高（千円）（注）２
子会社	SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.	（所有）直接 100.0%	・ソフトウエア開発の委受託 ・役員の兼任	ソフトウエアの開発委託	85,730	営業未払金	7,241
関連会社	デジタルポスト株式会社	（所有）直接 26.2%	・当社製品の販売 ・役員の兼任	ソフトウエア売上	18,718	売掛金	17,571

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

９．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　54円93銭

（２）１株当たり当期純損失　27円37銭

（注）当社は、平成26年４月１日付で普通株式１株につき、普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

10．重要な後発事象

該当事項はありません。